別表第二薬事法施行規則の項を次のように改める。

薬事法施行規則	
第十三条第二項の規定による帳簿の作成	
第十四条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定による書面の記載	
第七十六条第一項の規定による登録台帳の記載	
第九十八条の二第三項（第九十八条の四において準用する場合を含む。）の規定による契約の締結	
第九十八条の二第六項（第九十八条の四において準用する場合を含む。）の規定による契約の締結	
第九十八条の二第五項第一号の規定による記録の作成	
第百四条の規定による記録、書類等の記載	
第百七条の規定による帳簿の記載	
第百四十五条第二項の規定による帳簿の作成	
第百四十六条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定による書面の記載	
第百四十九条の四第二項の規定による帳簿の作成	
第百四十九条の五第一項、第二項、第四項及び第五項の規定による書面の記載	
第百五十八条の三第二項の規定による帳簿の作成	
第百五十八条の四第一項の規定による書面の記載	
第百六十四条第二項（第百七十八条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の記載	
第百七十三条第一項及び第二項の規定による書面の記載	
第百九十条の規定による記録の作成	
第百九十一条第三項第二号（第百九十二条において準用する場合を含む。）の規定による苦情処理記録の作成	
第百九十一条第四項第三号（第百九十二条において準用する場合を含む。）の規定による回収処理記録の作成	

（薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第十一条　薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を次のように改正する。

附則第六条中「新施行規則」を「薬事法施行規則」に改め、「及び配置販売業者」を削り、「、配置販売業者、薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号。以下「改正法」という。）附則第二条に規定する既存一般販売業者、改正法附則第五条に規定する既存薬種商、」を「及び」に、「改正法の施行の日」を「薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号。以下「改正法」という。）の施行の日」に改め、「限る。）」の下に「」と、「配置販売業者」とあるのは「配置販売業者」を加える。

附則第九条中「第三条第一項、第六条第一項及び」を削り、「新施行規則」を「薬事法施行規則」に改め、同項の表を次のように改める。

第百四十七条第二項	要指導医薬品陳列区画又は第一類医薬品陳列区画
	陳列設備
第百五十八条の十二第一項第一号	薬局等構造設備規則第一条第一項第十二号若しくは第二条第十一号に規定する情報を提供し、及び指導を行うための設備がある場所又は同令第一条第一項第五号若しくは第二条第五号
第百五十九条の十五第一項第一号	薬局等構造設備規則第一条第一項第十二号若しくは第二条第十一号に規定する情報を提供するための設備がある場所若しくは同令第一条第一項第五号若しくは第二条第五号
第二百十八条の二第一号	要指導医薬品陳列区画の内部の陳列設備に陳列すること。ただし、鍵をかけた陳列設備
	陳列設備に陳列する場合は、この限りでない。
第二百十八条の三第一項第一号	第一類医薬品陳列区画の内部の陳列設備に陳列すること。ただし、鍵をかけた陳列設備
	陳列設備に陳列する場合は、この限りでない。
第二百十八条の三第一項第二号	薬局等構造設備規則第一条第一項第十二号又は第二条第十一号に規定する情報を提供するための設備
	陳列設備
	指定第二類医薬品を陳列する陳列設備から一・二メートル以内の範囲に医薬品を購入し
	必要な措置が採られている

	要指導医薬品又は第一類医薬品を陳列している場所
	陳列棚その他の設備
	薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号）による改正前の薬局等構造設備規則（以下「旧構造設備規則」という。）第三条第四号
	旧構造設備規則第三条第四号
	鍵をかけた陳列棚
	設備に陳列すること。
	鍵をかけた陳列棚
	薬剤師又は登録販売者が情報を提供するための設備
	陳列棚その他の設備
	医薬品を購入し
	必要な措置が採られている場所に陳列する

附則第十三条を次のように改める。

第十三条　改正法附則第十一条第一項の規定により配置販売業の許可を受けた者とみなされたものについての薬事法施行規則の規定の適用については、第百四十九条の二第一項第二号中「登録販売者」とあるのは「既存配置販売業者（薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）附則第十条に規定する既存配置販売業者をいう。以下同じ。）の配置員」と、同条第二項中「又は薬剤師が区域管理者である第一類医薬品を配置販売する配置販売業において登録販売者として」とあるのは「若しくは薬剤師が区域管理者である第一類医薬品を配置販売する配置販売業において登録販売者として、又は薬剤師が区域管理者である第一類医薬品を配置販売する既存配置販売業において配置員として、」と、第百四十九条の五第四項第四号、第百四十九条の七、第百四